長崎地方裁判所判事　松葉佐隆之
同　宮本　聡
同（佐世保支部勤務）　森岡　礼子
大分地方裁判所判事　竹内　浩史
同　宮武　康　同　真鍋　秀永
熊本地方裁判所判事　福島　政幸
同　中村　心　同　一木　文智
同　松尾　嘉倫　同　鎌野　真敬
鹿児島地方裁判所判事　前田　郁勝
同　吉村　真幸　同　内藤　裕之
同　安永　武央　同　瀧岡　俊文
宮崎地方裁判所判事　鈴木　博
同　末吉　幹和　同　鈴嶋　晋一
那覇地方裁判所判事　中西　茂
同　井上　直哉　同　中山　顕裕
仙台高等裁判所判事　高宮　健二
同　佐藤　陽一　同　市川多美子
同　嶋原　文雄　同　河村　俊哉
仙台地方裁判所判事　潮見　直之
同　山田　真紀　中島真一郎
同　畑　一郎　石垣　陽介
同　渡邉　英敬　寺澤真由美
福島地方裁判所判事　小川理津子
同　盛岡地方裁判所判事　岡田　健彦
同　秋田地方裁判所判事　棚橋　哲夫
同　青森地方裁判所判事　福士　利博
同　札幌高等裁判所判事　田中　一彦
同　岡本　岳　同　高橋　徹
札幌地方裁判所判事　内野　俊夫
同　本間　健裕　同　長谷川恭弘
同　見米　正　同　本田　晃
同　田尻　克巳　同　佐伯　恒治
同　金子　大作　栗原　壮太
札幌家庭裁判所判事　鈴木　尚久
函館地方裁判所判事　佐藤　卓生
同

旭川地方裁判所判事　武藤　貴明
同　二宮　信吾
釧路地方裁判所判事　中川　博文
同　中川　正隆
高松高等裁判所判事　佐堅　哲生
同　吉田　肇　同　三木　勇次
高松地方裁判所判事　福田　修久
同　野村　賢
徳島地方裁判所判事　黒田　豊
同　吉井　広幸
高知地方裁判所判事　石丸　将利
同　武田　義徳
松山地方裁判所判事　森實　将人
同　西村　欣也　同　日野浩一郎

部の事務を総括する者に指名する（各通）
横浜地方裁判所民事首席書記官　有竹　茂一
東京高等裁判所民事首席書記官を命ずる（以上一月一日）
仙台高等裁判所判事　佐藤　陽一
新潟家庭裁判所判事に補する
新潟家庭裁判所長を命ずる
一宮簡易裁判所判事　片山　俊雄
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月二日）
釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事・釧路簡易裁判所判事　中川　正隆
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局秘書課参事官を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　三輪　篤志
釧路地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路簡易裁判所判事に補する（以上一月五日）
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事　生島　弘康
高松高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　齊木　教朗
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所相模原支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所相模原支部長を命ずる
横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所相模原支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所相模原支部長を命ずる
相模原簡易裁判所判事に補する
相模原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月六日）
東京地方裁判所判事　古久保正人
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　小川　秀樹
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上一月九日）
神奈川簡易裁判所判事　伊藤　正二
小田原簡易裁判所判事に補する
取手簡易裁判所判事　石川　信之
神奈川簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　五十嵐　弘
取手簡易裁判所判事に補する（以上一月十四日）

○定年退官
簡易裁判所判事山内正美は一月一日限り定年退官
簡易裁判所判事姉川博之は一月十三日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式
一月二十三日午前十一時十分、宮中において、検事長長谷川充弘、同松井巖及び同寺脇一峰の認証官任命式が行われた。

御祝電
天皇陛下は、一月二十六日オーストラリア国の国祭日につき、同月二十三日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、一月二十六日インド国の共和国記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から平成二十六年十二月二十一日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答信があった。
天皇陛下から平成二十六年十一月二十七日モーリタニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十六日御答信があった。

御答電
天皇陛下から平成二十六年十月二十日インドネシア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答電があった。
天皇陛下から一月一日ミャンマー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　海上保安大学校
(二)　登録船舶職員養成施設の種類
（変更前）三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
（変更後）三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設
(三)　変更年月日　平成二十七年一月十八日